



手続きガイドブック

この冊子では、水土里情報システム利用にあたり必要な手続きをご案内します。

平成30年4月（第4版）
秋田県土地改良事業団体連合会

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町3番37号
管理情報部 水土里情報センター室
TEL 018-888-2737
FAX 018-888-2835
E-mail midori-info@akidoren.com

利用申込から利用開始まで . . .

【1】 利用開始まで

P.1~11

1 利用申込

- ① 利用団体が組織する「秋田県水土里情報利用団体連絡協議会」に加入していただき、システム整備、各団体間等で水土里情報の共有化や相互利用を推進していきます。【様式-協1】
- ② 利用団体から土地連にシステム利用申込書を提出していただきます。【様式-基1】

2 利用契約

土地連から利用団体に利用契約に関する資料を送付しますので、必要な事項を記載の上提出をお願いします。【様式-基2】【利用契約書】
【様式-契1】【様式-契5】

3 システム登録

土地連から利用団体にシステム登録に関する資料を送付します。
【様式-契3】【様式-契7】

4 利用開始

【2】 利用中

P.12~17

1 利用内容の変更

利用団体から土地連に変更届けを提出していただきます。【様式-契2】
【様式-契6】

2 問い合わせ

日常的な電話問合せのほか、メール等のお問い合わせに対応いたします。
【問合せ依頼書】

【3】 効果的活用

P.18~19

1 データ共有登録・活用

会員の作成したデータ、図面等の情報を会員間で共有し活用します。【様式-運1】

2 Q & A

よくある質問を記載しています。

利用規定 (H29 版)

P.20～32

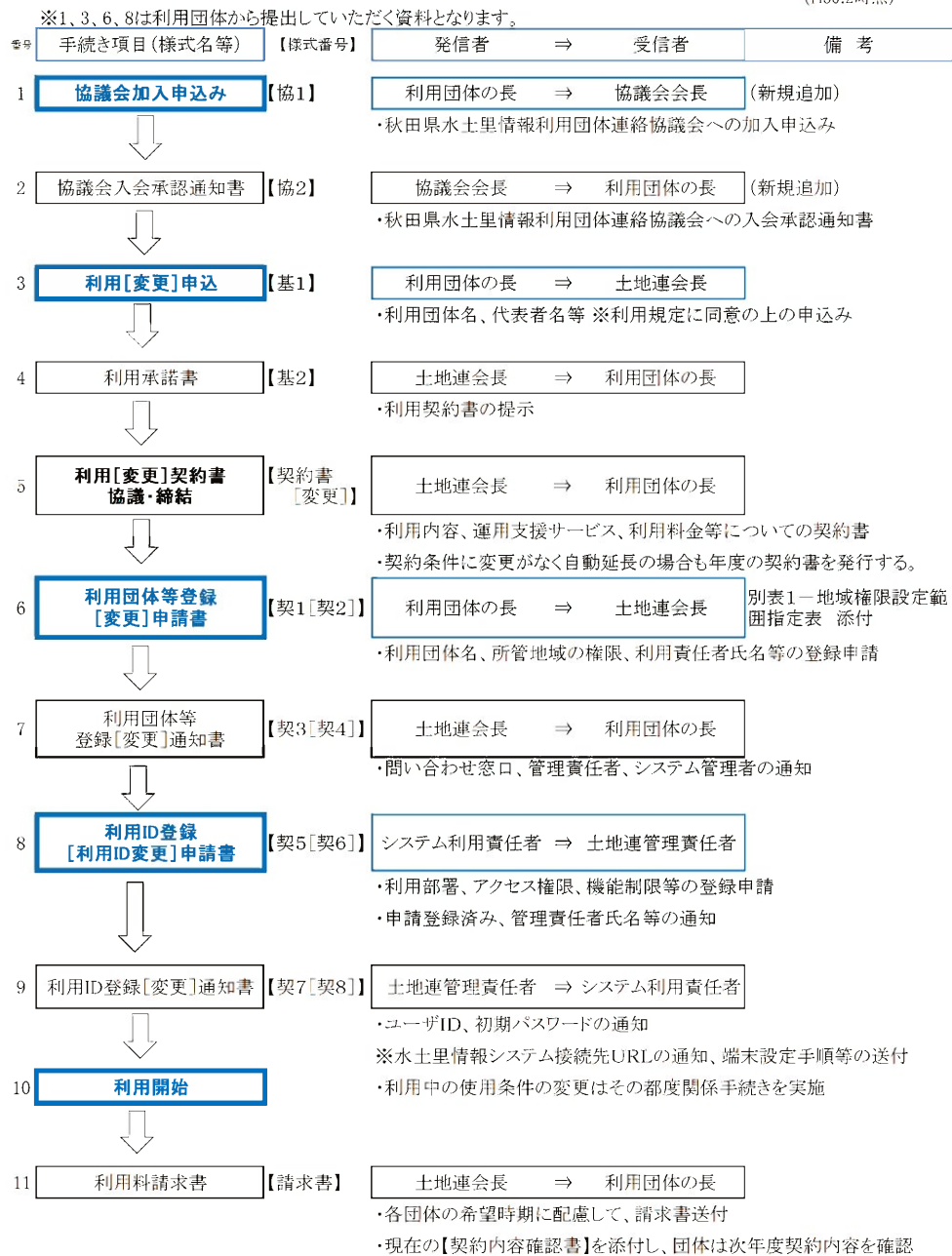
水土里情報システム様式集

書類作成用のワードファイルを別途、当会ホームページに掲載します。

(秋田県水土里情報システム)

協議会加入及びシステム利用に係る手続きフロー

(1130.2時点)



【1】 利用開始まで

1 協議会加入（事務局：土地連水土里情報センター一室）

利用団体が組織する「秋田県水土里情報利用団体連絡協議会」に加入していただきます。
【様式-協1】を提出していただきます。 【利用団体の長→協議会会長】

<p>【様式-協1】</p> <p style="text-align: right; color: red;">文書番号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>秋田県水土里情報利用団体連絡協議会 会長 〇〇 〇〇 様 (秋田県土地連水土里情報センター一室扱い)</p> <p style="text-align: right;">団体の名称 水土里市 団体の長 水土里市長 水土里 太郎 ㊟</p> <p style="text-align: center;">秋田県水土里情報利用団体連絡協議会 入会申込書（申請）</p> <p>農業の持続的な発展を図るため、農地や水利施設等に関する地図情報データベースを整備し、情報発信と共に、各団体間等で水土里情報の共有化や相互利用を推進し、農業の発展と農村地域の振興を図ることを目的とする「秋田県水土里情報利用団体連絡協議会」の主旨に賛同し、入会を申込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%;">団 体 名</td> <td style="color: red;">水土里市</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">連 絡 担 当 者</td> <td>所 属 部 署</td> <td style="color: red;">農林課</td> </tr> <tr> <td>職 名 ・ 氏 名</td> <td style="color: red;">主査 担当 一郎</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td style="color: red;">018-888-2732</td> </tr> <tr> <td>F A X 番 号</td> <td style="color: red;">018-888-2835</td> </tr> <tr> <td>e-mail アドレス</td> <td style="color: red;">tantou@city.midori.akita.jp</td> </tr> </table>		団 体 名	水土里市	連 絡 担 当 者	所 属 部 署	農林課	職 名 ・ 氏 名	主査 担当 一郎	電 話 番 号	018-888-2732	F A X 番 号	018-888-2835	e-mail アドレス	tantou@city.midori.akita.jp	協議会
	団 体 名	水土里市													
連 絡 担 当 者	所 属 部 署	農林課													
	職 名 ・ 氏 名	主査 担当 一郎													
	電 話 番 号	018-888-2732													
	F A X 番 号	018-888-2835													
	e-mail アドレス	tantou@city.midori.akita.jp													

協議会

【様式一協2】

〇〇秋水土里第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

団体の名称 水土里市
団体の長 水土里市長 水土里 太郎 様

秋田県水土里情報利用団体連絡協議会
会長 〇〇 〇〇
(秋田県土地連水土里情報センター室扱い)

秋田県水土里情報利用団体連絡協議会 入会承諾書(通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申し込みのあった秋田県水土里情報利用団体連絡協議会入会について承諾いたします。

つきましては、協議会規約について御承知下さい。

2 利用申込 (システム運営・管理：秋田県土地連)

利用団体から土地連に必要な事項を記載の上、「水土里情報システム利用〔変更〕申込書」【様式-基1】を提出していただきます。 【利用団体の長→土地連会長】

連合会

【様式-基1】

水土里農第1234号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

秋田県土地改良事業団体連合会
会長 高貝 久遠 様

団体の名称 水土里市
団体の長 水土里市長 水土里 太郎 印

水土里情報システム利用〔変更〕申込書

水土里情報システムを利用〔変更〕したいので、利用〔変更〕申込書を提出します。

申込団体(※必須)	団体名： 水土里市		
	代表者： 水土里市長 水土里 太郎：		
	代表者住所（〒010-0967） 水土里市〇〇町〇番〇〇号		
	TEL： 018-888-2732	FAX： 018-888-2835	
	担当部署名： 農林課	担当者氏名： 担当 一郎	
	担当者 E-mail： tantou@city.midori.akita.jp		
利用の目的	※どのような業務で利用するか、主な利用目的を記入してください。 例：農地管理、農振管理、事業管理、事業計画、施設管理、営農指導 事業履歴、営農履歴、土壌診断結果・・・etc		
利用の内容	・水土里情報システムの利用（GISおよび基盤地図情報の利用） ・個別属性情報の登録、運用管理		
利用期間	平成〇〇年4月1日から 平成〇〇年3月31日まで		
利用区域農地面積 (ha)	4500ha	利用 ID 数計 5 ID	基本 ID 数*1 4 ID 追加 ID 数 1 ID
追加運用支援サービス等の希望			

※ 利用変更申込の場合は、必須項目のほか、変更事項のみの記入で結構です。

*1 利用可能なID数は、階層（利用面積）によって異なります。

2 利用区域農地面積は団体の基本面積を記入します。

3 利用可能なID数計は基本利用面積による基本IDと追加IDの合計となります。

(別紙)

水土里情報システム 利用料金表 (平成28年度改正)

(税抜き)

利用面積による階層	利用可能ID数	利用料金(円)	備考
県内全域	60	2,460,000	
30,000ha以上	10	410,000	
25,000～30,000ha未満	9	369,000	
20,000～25,000ha未満	8	328,000	
15,000～20,000ha未満	7	287,000	
10,000～15,000ha未満	6	246,000	
5,000～10,000ha未満	5	205,000	
3,000～5,000ha未満	4	164,000	
1,000～3,000ha未満	3	123,000	
500～1,000ha未満	2	82,000	
500ha未満	1	41,000	

(注意事項)

・利用するID数が「利用可能ID数」を超える場合は、1IDあたり41,000円(税抜き)が追加となります。

3 利用契約

土地連から利用団体に利用契約に関する資料を送付しますので、必要な事項を記載の上、提出をお願いします。

利用契約に関する資料

- | | |
|------------------|---------|
| ① 水土里情報システム利用承諾書 | 【様式-基2】 |
| ② 水土里情報システム利用契約書 | 【利用契約書】 |

① 水土里情報システム利用承諾書

【土地連会長→利用団体の長】

【様式-基2】

秋土連収 第1234号
平成29年4月1日

団体名 水土里市
代表者 水土里市長 水土里 太郎 様

秋田県土地改良事業団体連合会
会長 高貝 久遠 ㊟

水土里情報システム利用承諾書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申し込みのあった水土里情報システムの利用について承諾いたします。

なお、水土里情報システム利用契約書を2通同封しますので内容に御異存がない場合は、押印、月日記入のうえ1通を返送して下さい。

また、次の書類に必要事項を記載の上、提出して下さい。

- 1 水土里情報システム利用団体等登録申請書（様式-契1）
- 2 水土里情報システム利用ID登録申請書（様式-契5）

② 水土里情報システム利用契約書

【土地連会長→利用団体の長】

土地連から利用団体に締結の協議を行います。

契約書は2通作成し内容に異存の無い場合は、押印のうえ1通をご返送願います。

次の様式は契約書の主要項目を抜粋したものです。

水土里情報システム利用（変更）契約書 ※主要項目を示す。

〇〇町（以下「甲」という。）と秋田県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）とは、水土里情報システム利用規定（以下「利用規定」という。）に基づき、水土里情報システム（以下「本システム」という。）の利用に係る利用契約（以下「利用契約」という。）を締結する。

（利用契約の目的）

第1条 利用契約は、本システムの利用に係るサービスの種類および内容等ならびに利用料金および支払い方法等について定めることを目的とする。

（契約期間）

第2条

（サービスの種類および内容等）

第3条

- (1) 利用ID数
- (2) 利用可能な機能
- (3) 利用可能なデータ
- (4) 本システムの利用可能時間
- (5) 運用支援サービスの内容
- (6) 運用支援サービスの窓口（連絡先）
- (7) 運用支援サービスの時間
- (8) 甲の設備等における運用支援サービスの提供
- (9) 問合せ方法
- (10) データの管理

- (11) 秘密情報
- (12) 印刷物、二次著作物の取扱い
（利用料金と支払い方法等）

第4条

- (1) 利用料金
- 2 利用料金の支払い等
（その他）

第5条 年度契約に定めのない事項

3 システム登録

本会から利用団体にシステム登録に関する資料を送付しますので必要な事項を記載の上、提出をお願いします。

- システム登録に関する資料
- ① 水土里情報システム利用団体等登録申請書【様式-契1】
 - ② 水土里情報システム利用ID登録申請書【様式-契5】
 - ③ 水土里情報システム利用団体等登録通知書【様式-契3】
 - ④ 水土里情報システム利用者登録通知書【様式-契7】

① 水土里情報システム利用団体等登録申請書【様式-契1】

利用団体、システム利用責任者、地域権限の範囲について記載の上、提出をお願いします。

【利用団体の長→土地連会長】

【様式-契1】

水土里農第1357号
平成△△年△△月△△日

秋田県土地改良事業団体連合会
会長 高貝 久遠 様

(利用団体名) 水土里市
(利用団体の長) 水土里市長 水土里 太郎 ㊟

水土里情報システム利用団体等登録申請書

利用団体およびシステム利用責任者を下記により、登録したいので、水土里情報システム利用規定第15条第1項の(1)に基づき、下記のとおり申請します。

記

登録事項	利 用 団 体	名 称	水土里市		
		代 表 者 氏 名	水土里市長 水土里 太郎		
		所 在 地	水土里市〇〇町〇番〇〇号		
		代 表 電 話 番 号	018-888-2732		
		地域権限設定範囲	別表-1のとおり		
	シ ス テ ム 利 用 責 任 者	所 属 部 署	農林課	役職	課長
		氏 名	責任 守		
		電 話 番 号	018-888-2732	FAX 番号	018-888-2835
		E-mail アドレス	sekinin@city.midori.akita.jp		
		注：地域権限を設定するにあたって、他の利用団体等の承諾または取り決めが必要な場合にあっては、その承諾または取り決めの書類写しを添付すること。			

(別表—1)

地域権限設定範囲指定表

利用団体名：水土里市

地域権限設定範囲

市町村名	大字名	備 考
水土里市	全域	
A村	全域	

- 注) 1. 農地筆や耕区の属性情報の所在地情報(市町村)を基に、利用団体が利用できる範囲を記載する。
 2. 市町村全域の場合は大字名欄に「全域」と記載する。
 3. 地域権限を拡大設定する場合、関係する他の利用団体等の承諾または取り決めの書類写しを添付すること。

※ 地域権限設定範囲とは、農地筆や耕区が表示される範囲です。

② 水土里情報システム利用 ID 登録申請書【様式-契5】

【システム利用責任者→土地連管理責任者】

【様式-契5】

事務連絡

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(水土里情報システム管理責任者)

秋田県土地改良事業団体連合会

水土里情報センター室長 様

(システム利用責任者)

利用団体名 水土里市

職名・氏名 農林課長 責任 守

水土里情報システム利用 ID 登録申請書

利用 ID の登録をしたいので、水土里情報システム利用規定第 15 条第 2 項の(1)に基づき、下記のとおり申請します。

記

利用担当者名	所属部署	農林課	職名	主任
担当一郎	電話番号	018-888-2732	Email アドレス	tantou@city.midori.akita.jp
利用 ID 申し込み数	2			
ID	割り当て部署名	連絡電話番号	備考	
1	農林課	018-888-2732		
2	農林課	018-888-2732		
3				
4				
5				
6				
7				

注：1. アクセス権限を設定するにあたっては別表-1 を添付すること。また、他の利用団体等の承諾または取り決めが必要な場合にあっては、その承諾または取り決めの写しを添付すること。

2. 利用責任者は団体内の利用担当者を定めて上表に記載し、ID 管理を行うものとして下さい。

3. 上表で欄が不足する時は、内容が盛り込まれた別紙として申請して下さい。

4. 申請する ID 数は契約書の利用 ID 数を上限とします。

③ 水土里情報システム利用団体等登録通知書【様式-契3】

利用団体からシステム登録に関する処理が終了すれば通知いたします。

【土地連会長→利用団体の長】

【様式-契3】

秋土連収 第1357号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(利用機関名) 水土里市

(利用機関の長) 水土里市長 水土里 太郎 様

秋田県土地改良事業団体連合会

会 長 高 貝 久 遠 ㊟

水土里情報システム利用団体等登録通知書

平成△△年△△月△△日付け水土里農第1357号で登録申請のあった利用団体およびシステム利用責任者について、水土里情報システム利用規定第15条第1項の(2)に基づき登録したので通知します。

併せて水土里情報システムに関する問合せ窓口及び管理責任者について下記のとおり通知します。

なお、登録内容に変更が生じる場合には、水土里情報システム利用規定第15条第1項の(1)に基づき、速やかに変更の手続きをお願いします。

記

問 合 せ 窓 口 等	担当部署名	管理情報部 水土里情報センター室		
	E-mail アドレス	midori-info@akidoren.com		
	電話番号	018-888-2737	FAX 番号	018-888-2835
	管理責任者氏名	水土里情報センター室長 〇〇 〇〇		
	担当者氏名	(システム管理者) 水土里情報センター室 職、□□ □□		
	問合せ方法	原則として、メールまたはFAXによるものとします。		
	問合せ時間	土日祝祭日および12月29日から1月3日および本会が定める臨時休日を除く、月曜日から金曜日の8:30から17:15まで。		

水土里情報システム利用 ID 登録通知書【様式-契7】

【土地連管理責任者→システム利用責任者】

【様式-契7】

事務連絡

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(システム利用責任者)

利用団体名 水土里市

職名・氏名 農林課長 責任 守 様

(水土里情報システム管理責任者)

秋田県土地改良事業団体連合会

水土里情報センター室長

水土里情報システム利用 ID 登録通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで登録申請のあった、利用 ID について、水土里情報システム利用規定第 15 条第 2 項の(2)に基づき、下記のとおり登録したので、通知します。

なお、利用 ID およびパスワードの取り扱いには十分注意願います。

記

(利用 ID 登録内容)

利用担当者名	所属部署	農林課	職名	主任
担当一郎	電話番号	018-888-2732	Email アドレス	tantou@city.midori.akita.jp
利用 ID 申し込み数	2			
ID	割り当て部署名	利用 ID	初期パスワード	備考
1	農林課	S102020550099015	midori	
2	農林課	S102020550099016	midori	
3				
4				
5				
6				
7				

4 利用開始

利用に関する手続きが完了しました。利用 ID、パスワードの取り扱いに十分注意しての利用をお願いします。

【2】 利用中

1 利用内容の変更

1-1 利用団体の登録内容変更

① 土里情報システム利用団体等登録変更申請書【様式-契2】

利用団体登録申請内容に変更が生じた場合、変更内容を記載のうえ提出をお願いします。

【利用団体の長→土地連会長】

【様式-契2】

秋田県土地改良事業団体連合会
会長 高貝 久遠 様

水土里農第1360号
平成〇〇年△△月□□日

(利用団体名) 水土里市

(利用団体の長) 水土里市長 水土里 太郎 様

水土里情報システム利用団体等登録変更申請書

利用団体等の登録事項を変更したいので、水土里情報システム利用規定第15条第1項の(1)に基づき、下記のとおり申請します。

記

登録事項 (変更後)	利用団体	名称(必須)	水土里市		
		代表者氏名	水土里市長 水土里 太郎		
		所在地	水土里市〇〇町〇番〇〇号		
		代表電話番号	018-888-2732		
		地域権限設定範囲	別表-1のとおり(変更後と記載)		
利用責任者	システム	所属部署	農林課	農林課	農林課
		氏名	秋田 太郎		
		電話番号	018-888-2732	018-888-2	018-888-2732
		E-mailアドレス	akita@city.midori.akita.jp		
適用年月日		平成 年 月 日より適用			

登録事項 (変更前)	利用団体	名称(必須)	水土里市		
		代表者氏名	水土里市長 水土里 太郎		
		所在地	水土里市〇〇町〇番〇〇号		
		代表電話番号	018-888-2732		
		地域権限設定範囲	別表-1のとおり(変更前と記載)		
利用責任者	システム	所属部署	農林課	役職	課長
		氏名	責任 守		
		電話番号	018-888-2732	FAX番号	018-888-2835
		E-mailアドレス	sekinin@city.midori.akita.jp		

- 注：1. 必須の機関名称以外は、変更前および変更後ともに、変更になる項目のみ記入すること。
2. 地域権限の**拡大**設定を変更するにあたって、他の利用機関等の承諾または取り決めが必要な場合にあっては、その承諾または取り決め書類の写しを添付すること。

②水土里情報システム利用団体等登録変更通知書【様式-契4】

本会に申請のあった登録変更内容について、処理後に変更通知書をお送りします。

【土地連会長→利用団体の長】

【様式-契4】

秋土連収 第1360号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(利用機関名) 水土里市

(利用機関の長) 水土里市長 水土里 太郎 様

秋田県土地改良事業団体連合会

会長 高貝 久遠 ㊟

水土里情報システム利用団体等登録変更通知書

平成〇〇年△△月□□日付け水土里農第1360号で変更申請のあったことについて、水土里情報システム利用規定第15条第1項の(2)に基づき変更したので通知します。

1-2 利用者の登録内容変更

① 土里情報システム利用 ID 登録変更申請書【様式-契6】

利用者登録申請時から変更になった内容について記載のうえ提出して下さい。
【システム利用責任者→土地連管理責任者】

【様式-契6】

事務連絡

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(水土里情報システム管理責任者)
秋田県土地改良事業団体連合会
水土里情報センター室長 様

(システム利用責任者)

利用団体名 水土里市
職名・氏名 農林課長 責任 守

水土里情報システム利用 ID 登録変更等申請書

利用IDの登録内容を変更等したいので、水土里情報システム利用規定第15条第2項の(1)に基づき、下記のとおり申請します。

記

利用担当者名	所属部署	農林課		職名	主任
担当一郎	電話番号	018-888-2732	Email アドレス	tantou@city.midori.akita.jp	
利用ID申し込み数 (変更後)	2	(変更前)	2		
NO	利用ID (全部記載)	割り当て部署名 (変更後)	変更区分	備考	
1	S102020550099015	農林課	-		
2	S102020550099016	農林企画課	変更		
3					
4					
5					
6					
7					

1. アクセス権限の設定を変更するにあたって、他の利用団体等の承諾または取り決めが必要な場合にあっては、その承諾または取り決めの写しを添付すること。
2. 変更区分には、変更、追加、削除、変更なし(-)の別を記入してください。

②水土里情報システム利用 ID 登録変更等通知書【様式-契8】

利用者登録の変更申請について変更処理後に変更通知書をお送りします。

【土地連管理責任者→システム利用責任者】

【様式-契8】

事務連絡

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(システム利用責任者)

利用団体名 水土里市

職名・氏名 農林課長 責任 守 様

(水土里情報システム管理責任者)

秋田県土地改良事業団体連合会

水土里情報センター室長

水土里情報システム利用 ID 登録変更等通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで登録変更等申請のあった利用 ID について、水土里情報システム利用規定第 15 条第 2 項の(2)に基づき、下記のとおり登録変更等したので通知します。

記

利用担当者名	所属部署	農林課	職名	主任
担当一郎	電話番号	018-888-2732	Email アドレス	tantou@city.midori.akita.jp
利用 ID 申し込み数(変更後)	2	(変更前)	2	
NO	利用 ID (全部記載)	割り当て部署名 (変更後)	備考 (初期パスワード)	
1	農林課	S102020550099015	midori	
2	農林企画課	S102020550099016	midori	
3				
4				
5				
6				
7				

2 問い合わせ

1) 利用者からの問い合わせ

- ・問い合わせ窓口にEメール、FAX等で問い合わせをお願いします。

(別紙1) (契約書第3条に基づく)

水土里情報システム運用支援サービス

問合せ依頼書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

問合せ窓口			
秋田県土地連 水土里情報センター室			
水土里情報システム システム管理者			
TEL : 018-888-2737 FAX : 018-888-2835			
E-mail : midori-info@akidoren.com			

利用団体名	水土里市		
所属部署名	農林課	氏名	農林課長 責任 守
連絡先	TEL : 018-888-2732 FAX : 018-888-3835 E-mail : midori-info@akidoren.com		
ブラウザ	<input type="checkbox"/> Internet Explorer <input checked="" type="checkbox"/> Google Chrome <input type="checkbox"/> Microsoft Edge <input type="checkbox"/> その他 () バージョン : 「バージョンの確認方法」はブラウザ毎に異なるのでネットで検索し確認して下さい。		
OS	<input type="checkbox"/> Windows7 <input type="checkbox"/> Windows8 <input checked="" type="checkbox"/> Windows10 <input type="checkbox"/> その他 ()		
内容			
添付資料 :	総ページ数 :		

2) 現在の契約内容の確認

- ・ 契約内容を確認し、今後の契約内容の検討資料にさせていただきます。
- ・ 利用料金納入通知時または会員から請求があった時に発行します。

(別紙2) **水土里情報システム 利用契約内容確認書** 平成30年2月2日現在

(1 契約事項関係) **H29年度**

【契約基本事項】

確認番号 - 0

団体名	代表者職名	代表者氏名	当初契約年月日	最終変更契約年月日	備考
〇〇市(例)	市長	水土里 太郎	平成29年4月1日	平成29年10月10日	契約更新方法は年度毎契約

関係農地面積(ha)			利用ID(契約書)の内訳			契約利用料金(税込み)(円)			
利用農地面積	地域拡大農地面積	農地面積計	①利用可能ID数	②申請ID数	③追加ID数	①+③利用ID(契約書)	基本料金	追加料金	料金合計
県全域		県全域	60	60		60	2,656,800		2,656,800

【利用制限機能事項】

※1 農地面積分の料金は、基本農地面積を対象に算定されます。
 ※2 利用ID(契約書)の料金は利用ID合計数により算定されます。
 ※3 実ID数は利用ID(契約書)の内数で、利用ID登録(様式 契1)により申請します。

【利用制限データ事項】

※1 JA、共済において、地番図の利用には市町村の承諾が必要な場合があります。

(2 届け出事項関係)

システム利用責任者			電話番号	FAX番号	郵便番号	団体の所在地 (契約書の住所)	担当者アドレス
所属部署名	職名	氏名					
〇〇課	課長	水土里 一郎	018-999-9999	018-999-9999	010-9999	〇〇市〇〇1丁目1番1号	〇〇

【ID利用担当者】

※団体内の利用ID管理のため、利用責任者はID利用担当者の指名をお願いします。

所属部署名	職名	氏名	電話番号	FAX番号	Emailアドレス	備考
〇〇課	主査	水土里 花子	018-999-9999	018-999-9999	marumaru	

【ID割り当て】

NO	部署名	利用ID	備考
1	別添資料参照		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

(3 土地連 問い合わせ窓口)

問い合わせ窓口担当者			電話番号	FAX番号	郵便番号	団体の所在地	担当者アドレス
所属部署	職名	氏名					
(管理責任者) 管理情報部	水土里情報 センター室長	〇〇	018-888-2732	018-888-2835	010-0967	秋田市高陽幸町3-37	midori-info@akidoren.com
(システム管理者) 管理情報部	水土里情報 センター室主任	□□	018-888-2737				

【3】 効果的活用のために

1 データ共有登録・活用

会員の作成したデータ、図面等の情報を会員間で共有し活用します。【様式一運1】

	連合会					
【様式一運1】						
(水土里情報システム管理責任者) 秋田県土地改良事業団体連合会 水土里情報センター室長 様	文書番号 平成〇〇年〇〇月〇〇日					
	(システム利用責任者) 利用団体名 秋田県 職名・氏名 農地整備課長 〇〇 〇〇					
(水土里情報システム) データ共有登録申し出書 (申出)						
当方で作成したデータ等の水土里情報システム内での共有について、次の内容で登録する事を申し出します。						
1 登録内容						
表示パターン名	地すべり対策					
登録レイヤ名	地すべり防止区域 対策施設点検箇所					
関連ファイルフォルダ名	地すべり対策					
2 権限設定 (案)						
利用者区分	参照	印刷	属性出力	リンク編集	編集	コピー
(提供者) 〇〇課_管理用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
県	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
市町村	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
土地改良区	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
農業協同組合						
農業共済組合						
国の県内機関						
土地改良事業団体連合会	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
3 権限適用年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 (事務局と登録日協議)						
【権限の説明】						
権 限	説 明					
参照	レイヤの閲覧が可能です。					
印刷	印刷が可能です。					
属性出力	CSV出力が可能です。					
リンク編集	図形に関連ファイルを紐づけることができます。					
編集	図形、属性の編集が可能です。					
コピー	このレイヤからユーザレイヤの作成が可能です。					

2 よくある質問 Q & A

Q 1. 人事異動でシステム利用責任者が変わりました。どうしたらよいですか？

A 1. 変更手続きを行ってください。(様式-契2)

Q 2. 人事異動で利用者が変わりました。どうしたらよいですか？

A 2. 変更手続きを行ってください。(様式-契6)

Q 3. 水土里情報システムの [×]ボタンを押してしまいました。どうしたらよいですか？

A 3. 水土里情報システム問合せ窓口に連絡をお願いします。再度利用できるようにします。システムの作業を終了する時は、画面右上の「ログアウト」ボタンを押してください。

Q 4. 水土里情報システムが動かなくなりました。どうしたらよいですか？

A 4. 水土里情報システムの [×]ボタンを押して水土里情報システムを強制終了してから水土里情報システム問合せ窓口に連絡をお願いします。再度利用できるようにします。

Q 5. パスワードを忘れてしまいました。どうしたらよいですか？

A 5. 水土里情報システム問合せ窓口へパスワードの再発行をご依頼ください。仮パスワードを利用者登録にあるEメールにお送りします。

Q 6. パスワードを何度も間違っしまい、ログインできなくなりました。どうしたらよいですか？

A 6. 水土里情報システム問合せ窓口へロックの解除をご依頼ください。

Q 7. パスワードの変更ができません。どうしたらよいですか？

A 7. パスワードは英大文字(例えばY)と英小文字(例えばy)と記号(例えば!)の組合せで7文字以上となっておりますのでパスワードの組合せや文字数を確認してください。

Q 8. 組織が合併する事になりますが必要な手続きを教えてください？

A 8. 土地改良区の合併等の場合、利用契約の解約または更新、届け出事項の更新手続き等が必要となります。詳しくは問合せ窓口に連絡をお願いします。

水土里情報システム利用規定

平成24年4月1日 制定【H24 版】

平成30年4月1日 改正【H29 版】

利用団体（以下、「甲」という。）と秋田県土地改良事業団体連合会（以下、「乙」という。）とは、下記のとおり、水土里情報システム（以下、「本システム」という。）の利用に関する基本事項についての利用規定（以下、「本規定」という。）に従うものとする。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本規定の定めを遵守することを条件として、甲は、乙が提供する本システムを利用することができるものとする。

（定義）

第2条 本規定において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 本システムとは、乙が調達したソフトウェア、ドキュメントおよび記録媒体等、乙が構築したハードウェア、ネットワーク、データファイル等で構成され、乙が本規定に基づき、甲にサービスを提供するシステムをいう。
- (2) 管理責任者とは、本システムの運用管理を統括する乙の職員をいう。
- (3) システム管理者とは、本システムの運用管理を行う乙の職員をいう。
- (4) システム利用責任者とは、甲における本システムの利用を統括する甲の職員をいう。
- (5) 利用団体とは、乙が本システムの利用について承諾した団体をいう。
- (6) 利用者とは、甲に所属し、本システムを利用するためのユーザIDおよびパスワードを保有する職員（臨時、嘱託、非常勤を含む）をいう。
- (7) 利用団体の設備とは、甲が本システムを利用するために設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいう。
- (8) ユーザIDとは、乙が利用者に交付するものであって、利用者と利用団体を識別するために用いられる符号をいう。
- (9) パスワードとは、ユーザIDと組み合わせて、利用者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。

（年度利用契約）

第3条 甲は、本システムの利用に係るサービスの種類および内容、ならびに利用料金および支払い方法を定めた「水土里情報システム利用契約」（以下、「利用契約」という。）を、毎年度、乙と締結するものとする。なお、利用契約における契約内容、契約時期等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（著作権等）

第4条 本システムの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）およ

び工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、乙または乙が許諾を得ている第三者が有するものとする。

- 2 本システムに登録されているデータの著作権および工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、当該データの権利者が有するものとする。なお、印刷物、複製物および二次著作権等については、当事者間において協議の上、決定するものとする。

(権利義務譲渡の禁止等)

第5条 甲は、本規定を締結することにより、本システムを利用する非独占的利用権を得るものとする。ただし、本システムの利用権を第三者に譲渡できないものとする。

(裁判管轄)

第6条 本規定に関わる紛争の第一審の専属的管轄裁判所は、乙の所在地の管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本規定の有効性ならびに本規定から生じた当事者の権利、義務および法的関係は、日本法に従って解釈され決定されるものとする。

(協議)

第8条 本規定に定めのない事項および定められた事項について疑義が生じた場合には、甲および乙が誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとする。なお、本規定のいずれかの部分が無効である場合においても、本規定全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めを無効な部分と置き換えるものとする。

第2章 利用等

(利用区域および利用団体の制限)

第9条 本システムの利用区域は、秋田県内に限定するものとする。

- 2 本システムの利用団体は、乙のほか、利用区域内の市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、秋田県、国の関係機関及び乙が特に必要と認めたと農業関係団体であって、乙がその利用申込を承諾し、所定の契約を締結した団体とする。

(利用期間)

第10条 本規定における利用期間は、利用契約による契約期間とする。

(サービスの種類と内容)

第11条 甲が利用可能なサービスの種類および内容は、利用契約に定めるところによるものとする。

(本システムの利用料金)

第12条 本システムの利用料金は、利用契約に定めるところによるものとする。

(利用料金の支払義務)

第13条 甲は、利用期間において、利用契約に定める利用料金（消費税含む）を利用契約の規定に基づき支払うものとする。なお、乙は、甲が当該支払いを完了しない場合には、第17条第3項

の定めに基づき、本システムの利用を停止することができるものとする。

- 2 甲は、利用期間において、第17条に定める事由による本システムの利用の中断、停止その他の事由により本システムの利用ができない場合であっても、当該年度分の利用料金（消費税含む）の支払いを要するものとし、年度途中における新規契約あるいは解約の場合においても同様とする。なお、本システムの利用について、乙の責に帰すべき事由により本システムをまったく利用できない状態（以下、「利用不能」という。）が1月以上となる場合には、利用不能の月数（ただし、1月未満は切捨てとする。）に対応する当該利用料金（消費税含む）についてはこの限りではない。

（バックアップ）

- 第14条 本システムに登録されているデータは、乙が毎日1回バックアップを行うとともに、1世代のデータの保存・管理を行うものとする。また、本システムに係る障害・事故等が発生しデータが破損した場合には、当該データを障害・事故等発生直前に取得したバックアップのデータに戻すものとする。

（利用手続き）

- 第15条 利用団体およびシステム利用責任者の登録・変更等は、以下により行うものとする。

- (1) 甲は、利用契約の締結後、速やかに（様式-契1）「水土里情報システム利用団体等登録申請書」により、乙に利用団体およびシステム利用責任者の登録申請を行うものとする。なお、システム利用責任者は、利用を統括し、乙との連絡調整を担当する者であって、利用団体において定めるものとする。また、利用団体あるいはシステム利用責任者に係る登録事項に変更が生じた場合には、速やかに（様式-契2）「水土里情報システム利用団体等登録変更申請書」により、乙に登録変更の申請を行うものとする。
 - (2) 乙は、(1)により、利用団体およびシステム利用責任者の登録申請があった場合には、登録を行うとともに、（様式-契3）「水土里情報システム利用団体等登録通知書」により、甲に登録した旨の通知を行うものとする。また、(1)により、利用団体あるいはシステム利用責任者に係る登録事項の変更の申請があった場合には、速やかに登録事項の変更を行うとともに、（様式-契4）「水土里情報システム利用団体等登録変更通知書」により、甲に変更した旨の通知を行うものとする。
- 2 利用部署等の登録・変更等は、以下により行うものとする。
- (1) システム利用責任者は、前項による利用団体およびシステム利用責任者の登録後、（様式-契5）「水土里情報システム利用 ID 登録申請書」により、管理責任者に利用部署の登録申請を行うものとする。団体内の ID 利用のため、管理責任者が指名する「利用担当者」が利用者の ID 管理を行うものとする。また、異動や退職等に伴って利用部署の登録を削除する必要が生じた場合または登録内容に変更が生じた場合、もしくは利用者がパスワードを失念した場合には、速やかに（様式-契6）「水土里情報システム利用 ID 登録変更等申請書」により、管理責任者に登録変更等の申請を行うものとする。
 - (2) 管理責任者は、(1)により利用部署の登録申請があった場合には、利用部署の登録を行うとともに、（様式-契7）「水土里情報システム利用 ID 登録通知書」により、システム利用責任者に登録した旨の通知を行うものとする。また、(1)により利用部署の登録変更等の申請があった場合には、速やかに登録変更等を行うとともに、（様式-契8）「水土里情報システム利用 ID 登録変更等通知書」により、システム利用責任者に登録変更等を行った旨の通知を行うものとする。

(問合せ等)

第 16 条 管理責任者は、利用契約の締結後、システム利用責任者または利用者からの問合せに対応するものとする。

- 2 システム利用責任者または利用者は、前項により通知された「本システムの問合せ窓口」に対して、利用契約に定めるところにより、本システムの利用に関する問合せを行うことができるものとする。

(一時的な中断および利用停止)

第 17 条 乙は、以下に定める各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の通知または承諾を得ることなく、本システムの利用を中断することができるものとする。

- (1) 本システムの故障等により、乙が緊急に保守等を行う場合。
- (2) 本システムの運用管理上あるいは技術上の理由でやむを得ない場合。
- (3) その他天災地変等不可抗力により本システムの利用ができなくなった場合。

- 2 乙は、本システムの定期点検を行う場合には、甲に事前に通知の上、本システムの利用を一時的に中断することができるものとする。

- 3 乙は、甲が第 18 条第 1 項の規定により本規定の全部または一部が解除された場合、または甲が利用料金未払いその他本規定に違反した場合には、甲への事前の通知または催告を要することなく、本システムの全部または一部の利用を停止することができるものとする。

- 4 乙は、第 1 項から第 3 項のいずれかにより、利用者が本システムを利用できなかったことに関して、甲またはその他第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

(乙からの本規定の解除)

第 18 条 乙は、甲が以下に定める各号のいずれかに該当すると判断した場合には、甲への事前の通知または催告を要することなく、本規定の全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 通知内容に虚偽記入があった場合。
- (2) 本規定に違反し、乙がかかる違反の是正催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
- (3) 本規定を履行することが困難となる事由が生じた場合。

- 2 甲は、前項の定めによる本規定の解除があった時点において未払いの利用料金または支払遅延損害金がある場合には、乙が定める期日までにこれを支払うものとする。

(契約終了後の義務)

第 19 条 甲は、本規定が終了した場合には、本システムの利用にあたり乙から提供を受けた本システムに関する一切の資料等（当該資料等の全部または一部の複製物を含む。以下、本条において同様とする。）を本規定終了後直ちに乙に返還し、本システムに甲が登録したデータについては、甲の責任において消去するものとする。ただし、当該消去については、乙に依頼することができるものとする。

- 2 乙は、本規定が終了した場合には、本システムの利用にあたり甲から提供を受けた資料等を本規定終了後直ちに甲に返還し、本システムに登録した資料等については、乙の責任において消去するものとする。

第3章 甲の義務等

(自己責任の原則)

- 第20条 甲は、本システムの利用に伴い自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合には、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。また、甲による本システムの利用に伴い第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。
- 2 本システムを利用して甲が提供する情報（二次著作物および印刷物を含む。以下、同様とする。）は、甲の責任において提供されるものであり、乙はその内容についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。
 - 3 甲は、本システムの利用に当たって、以下に定める全ての事項に同意するものとする。
 - (1) 甲は、利用者による本システムの利用を甲自らの利用とみなされることを承諾し、かかる利用につき一切の責任を負うものとする。
 - (2) 甲および利用者は、本規定および利用契約の全事項を承諾し、また遵守するものとし、本規定および利用契約により法的に拘束されるものとする。
 - (3) 本システムに格納されているソフトウェアは、現存するままの状態を提供されるものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むいかなる明示または黙示の保証責任も適用されないものとする。
 - (4) 本システムを動作させたことに起因して、甲または第三者が所有するソフトウェア、データ等が破壊されるなどして、甲が被った一切の損害については、甲が自らの責任において処理するものとする。
 - (5) 本システムに関して、第三者の工業所有権、著作権、その他の権利を侵害したという理由に基づいて、第三者から損害賠償などの請求がなされた場合であっても、甲が自らの責任において処置するものとする。
 - (6) 本システムの利用、または利用不能によって発生する損害および本システムに含まれるデータに関して発生する損害に対する責任は、いかなる場合においても乙は一切負わないものとする。
 - (7) 乙が本システムの運用管理または技術上必要であると判断した場合には、甲が本システムにおいて利用または伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとする。
 - 4 甲は、利用者がその故意または過失により乙に損害を与えた場合には、乙に対して、当該損害の賠償を行うものとする。
 - 5 乙は、甲が第15条の定めによる手続きを怠ったことにより、甲が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合にあっては、一切の責任を負わないものとする。
 - 6 乙は、利用者の行為または甲が利用もしくは伝送する（甲の利用とみなされる場合も含む。）情報を監視する義務を負わないものとする。

(甲の設備設定・維持)

- 第21条 甲は、自己の責任において、別紙の「1. 甲の設備に関する仕様」に掲げる仕様に基づき甲の設備を設定し、甲の設備および本システムを利用するための環境を維持するものとする。
- 2 甲は、本システムを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して甲の設備をインターネットに接続するものとする。
 - 3 乙は、第1項および第2項による甲の設備設定・維持に不具合がある場合には、甲にサービスを提供する義務を負わないものとする。

(ユーザ ID およびパスワード)

第 2 2 条 システム利用責任者および利用者は、ユーザ ID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏えいすることのないように厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとする。

乙は、ユーザ ID およびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により甲およびその他の者が損害を被った場合には、一切の責任を負わないものとし、利用者のユーザ ID およびパスワードによる利用その他の行為は、全て甲の利用とみなすものとする。

2 甲は、第三者が利用者のユーザ ID 及びパスワードを用いて、本システムを利用した場合には、当該行為は甲の行為とみなされるものとし、係る利用についての一切の責任を負うものとする。また、甲は、当該行為により乙が損害を被った場合には、当該損害を補填するものとする。ただし、乙の故意もしくは過失によりユーザ ID 及びパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではないものとする。

(禁止事項)

第 2 3 条 甲は、本システムの利用に関して、以下に定める行為を行わないものとする。

- (1) 乙または第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、もしくはその恐れのある行為
 - (2) 甲が入居する建物内以外の場所で利用する行為。ただし、デモンストレーション及びタブレット端末による現地利用は除く。
 - (3) 本システムの利用内容や本システムにより利用しうる情報を、業務目的以外での利用、改ざんまたは消去する行為
 - (4) 第三者に本システムを利用させる行為
 - (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、または乙もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (6) 第三者になりすまして本システムを利用する行為
 - (7) ウィルス等有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (8) 第三者の設備または本システムの利用、あるいは本システムの運用管理に支障を与える行為もしくはその恐れのある行為
 - (9) 本システムの全部または一部に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルもしくはその他の方法で、解析または編集可能な形に変換する行為
 - (10) 本システムの誤動作、処理遅延または停止を誘発するような行為
 - (11) 本システムおよび本システムに登録されているデータ等を、業務以外の目的で利用、他者に開示、提供、または販売目的のために他の製品と合わせて配布、あるいは対価を得て販売する行為
 - (12) その行為が前各号に定めるいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを張る行為
- 2 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合には、直ちに乙に通知するものとする。
- 3 乙は、本システムの利用に関して、利用者の行為が第 1 項各号に定めるいずれかに該当するものであること、または、乙が提供した情報が第 1 項各号に定めるいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合には、事前に甲に通知することなく、本システムの全部または一部の利用を一時停止し、あるいは第 1 項各号に定めるいずれかに該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。

(研修の受講)

第 24 条 甲は、乙が実施する本システムの利用方法等に関わる研修をシステム利用責任者および利用者に受講させるものとする。

(障害・事故等への対応)

第 25 条 甲は、本システムにおけるシステム障害・事故等およびセキュリティ障害・事故等が発生した場合には、それぞれ遅滞なく乙に通知し両者協議の上、各自の行うべき対応措置を決定し、その対応措置を実施するものとする。

第 4 章 セキュリティ対策

(セキュリティ対策)

第 26 条 本システムにおけるセキュリティ対策については、本規定に定めるところによるほか、関係法令ならびに甲が定めた情報セキュリティ並びに個人情報の保護に関する諸法令、規定等によるものとする。

2 本システムには、別紙の「2. 本システムのセキュリティ対策」に掲げるセキュリティ対策等が講じられるものとする。

(秘密情報の取扱い)

第 27 条 甲および乙（以下、「当事者」という。）は、本システムの利用またはサービス提供のため、当事者から提供を受けた技術上、運用上その他業務上の情報のうち、情報を提供した当事者が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報（以下、「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏えいしないものとする。ただし、情報を提供した当事者からあらかじめ書面による承諾を受けた場合、および以下のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報。
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当な手段で入手した情報。
 - (3) 当事者から提供を受けた情報に依存せず、独自に開発した情報。
 - (4) 本規定に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報。
 - (5) 本条に基づく指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報。
- 2 前項の定めにかかわらず、利用契約において定められる秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定および表示がなされたものとする。
- 3 第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、情報の提供を受けた当事者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき、あるいは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示できるものとする。

この場合、情報の提供を受けた当事者は、当該開示前に開示する旨を情報を提供した当事者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合には開示後速やかにこれを行うものとする。

- 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報を甲による本システムの利用に必要な範囲内でのみ利用し、この範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において「資料等」という。）を複製または改変（以下、本条において「複製等」という。）することができるものとする。

この場合、当事者は、複製等された資料等についても、本条に定める秘密情報として取扱う

ものとする。なお、本システムの利用に必要な範囲を超える複製等が必要な場合には、あらかじめ情報を提供した当事者から書面による承諾を受けるものとする。

- 6 秘密情報の提供を受けた当事者は、情報を提供した当事者の要請があった場合には、資料等（本条第5項に基づき当事者の承諾を得て複製等した資料等を含む。）を情報を提供した当事者に返還し、秘密情報が甲の設備または本システムに登録されている場合は、これを完全に消去するものとする。
- 7 甲は、他の利用団体の承諾を得て本システムに登録されている当該利用団体の秘密情報を利用する場合には、本条に定める秘密情報保持の義務を負うものとする。
- 8 本条に定める秘密情報の取扱いは、利用期間終了後も有効に存続するものとする。

（個人情報の取扱い）

第28条 当事者から提供を受けた本システムの運用上その他業務上の情報に含まれる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報」をいう。）は、当事者における本システムの運用および利用、またはサービスの提供の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に開示または漏えいしないものとする。

また、当事者は個人情報に関する関連法令及び関係市町村条例を遵守するものとする。

- 2 個人情報の取扱いについては、上記第27条第4項から第8項の定めを準用するものとする。
- 3 甲は、他の利用団体の承諾を得て本システムに登録されている当該利用団体の個人情報を利用する場合には、本条に定める個人情報の秘密保持の義務を負うものとする。

（アクセス制御）

第29条 本システムに登録されているデータへのアクセス制御は、以下の定めによるものとする。

- (1) 甲は、複数の利用団体間で業務権限を用いてデータの共有を行う場合には、対象となるデータ項目およびその利用者について、あらかじめ利用団体の間において取り決めを行うものとする。
- (2) 甲は、(1)の取り決めに基づき、利用者ごとにアクセス可能な地域権限、業務権限およびレイヤ権限などを決定するものとする。
- (3) 甲は、(1)および(2)により決定した内容を、第15条第1項(1)の規定による利用団体等の登録・変更等および同条第2項(1)の規定による利用者の登録・変更等の申請を行う際に、それぞれの申請書に記載するものとする。
- (4) 乙は、申請書に記載された内容に基づき、利用団体および利用者のアクセス制御の設定を行うものとする。
- (5) 利用者は、設定されたアクセス制御に基づき、本システムに登録されているデータの利用を行うことができるものとする。

（不正アクセス対策およびウイルス対策）

第30条 甲における不正アクセス対策およびウイルス対策は、以下の定めによるものとする。

- (1) 甲は、利用団体の設備に、最新のセキュリティパッチが適用されるよう設定するものとするが、甲における設備等の管理に係る規定あるいは規制により困難な場合はこの限りではない。
- (2) 甲は、利用団体の設備にウイルス対策ソフトウェアを導入するものとするが、当該ソフトウェアには定期的に最新のウイルス情報を取得することができる機能を有するものを選択し、常に最新のパターンファイルへの更新を行うものとする。

- (3) 甲は、利用団体の設備に取り込まれるすべてのファイル（メールや Web を含む。）に対して、取り込み時にウイルス検知を行うよう、ウイルス対策ソフトウェアの設定を行うものとする。また、外部記憶装置（USB メモリー、外付けハードディスク等）についても同様とする。
- (4) 甲は、利用団体の設備の内、モバイル（外部に持ち出して利用する）機能付きの端末を構内ネットワーク（LAN）に接続し本システムを利用する場合には、あらかじめ接続の前に、パターンファイルの更新、ウイルス検知を行うものとし、外部記憶装置（USB メモリー、外付けハードディスク等）についても同様とする。また、併せて最新のセキュリティパッチが適用されていることを確認することが望ましいが、(1)と同様、困難な場合はこの限りではない。
- (5) 利用者は、利用団体の設備でウイルスを検知した場合には、ウイルスが削除もしくは退避されていることを、ウイルス対策ソフトウェアの表示内容から確認するものとする。
- (6) 利用者は、(5)により、ウイルスの削除もしくは退避が確認できない場合およびウイルスに感染した旨が表示された場合には、ただちに当該機器端末をネットワークから切り離すとともに、速やかにシステム利用責任者へ報告するものとするものとする。
- (7) システム利用責任者は、(6)により報告を受けた場合には、甲が規定するウイルス対策を実施するとともに、管理責任者に速やかに報告するものとする。

（セキュリティ監視）

第31条 甲におけるセキュリティ監視および報告等は、以下によるものとする。

- (1) 利用者は、セキュリティ障害・事故等を発見した場合にはシステム利用責任者に速やかに報告するものとする。
- (2) システム利用責任者は、(1)により報告を受けた場合には管理責任者に速やかに報告するものとする。
- (3) 管理責任者は、(2)により、セキュリティ障害・事故等に関する報告を受けた場合には、第32条のセキュリティ障害・事故等対応に関する規定に基づき、所要の対策を実施するものとする。

（セキュリティ障害・事故等対応）

第32条 セキュリティ障害・事故等が発生した場合の緊急処置は、以下の定めによるものとする。

- (1) 乙は、セキュリティ障害・事故等の内容および被害範囲を確認するとともに、障害・事故等の発生について、管理責任者よりシステム利用責任者に速やかに通知するものとする。
- (2) 乙は、(1)の確認の結果、必要がある場合には、緊急処置として本システムをネットワークから遮断または本システムを停止するものとする。
- (3) 本システムをネットワークから遮断する必要がある場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいうものとする。
 - ① 本システムにおいて権限のないアクセス者に情報が開示、あるいは、漏えいしている場合
 - ② 不正アクセス、または DoS 攻撃など本システムの運用に著しい支障をきたす攻撃が継続している場合
 - ③ 本システムからウイルスが発信されている、あるいは不正プログラムによって本システムから他のシステムへの攻撃が行われている場合
 - ④ 本システムにアクセスした利用団体の設備に障害が発生する恐れがある場合
 - ⑤ その他、本システムをネットワークに接続し続けることによって、甲および乙内外に

甚大な被害が発生する可能性がある場合

- (4) 本システムを停止する必要がある場合とは、本システムを稼動し続けることによって、甲および乙内外に甚大な被害が発生する可能性がある場合をいうものとする。
- (5) 緊急処置を実施した場合には、速やかに、管理責任者よりシステム利用責任者に緊急処置を実施した旨を通知するものとする。
- 2 セキュリティ障害・事故等が発生した場合の応急処置は、以下の定めによるものとする。
- (1) 乙は、第1項による緊急処置を行ったのち、応急処置の必要性および実施方法等を検討し、必要に応じて応急処置を実施するものとする。
- (2) 応急処置を実施した場合には、その経過および結果について、管理責任者よりシステム利用責任者に通知するものとする。
- 3 セキュリティ障害・事故等が発生した場合の是正処置は、以下の定めによるものとする。
- (1) 乙は、セキュリティ障害・事故等の原因を調査の上、是正処置の必要性および内容等を検討し、必要に応じて是正処置を実施するものとする。
- (2) 是正処置を実施した場合には、その経過および結果について、管理責任者よりシステム利用責任者に通知するものとする。
- 4 セキュリティ障害・事故等が発生した場合の予防処置は、以下の定めによるものとする。
- (1) 乙は、本システム全体に対して、発生した障害・事故等の原因と同様な問題点がないか調査の上、同様の問題点が発見された場合には、発見された全ての問題点に対する予防処置を検討し、必要に応じて予防処置を実施するものとする。
- (2) 予防処置を実施した場合には、その経過および結果について、管理責任者よりシステム利用責任者に通知するものとする。

第5章 システム障害・事故等対応

(システム障害・事故等の報告等)

- 第33条 本システムに係る障害・事故等（本システムに係る障害・事故等が発生し得る場合や本システムに係る障害・事故等が発生した恐れのある場合を含む。以下、「システム障害・事故等」という。）が発生した場合の甲からの報告等は、以下の定めによるものとする。
- (1) 利用者は、システム障害・事故等を見つけた場合にはシステム利用責任者に速やかに報告するものとする。
- (2) システム利用責任者は、(1)により報告を受けた場合には管理責任者に速やかに報告するものとする。
- (3) 管理責任者は、(2)により報告を受けた場合には、第34条のシステム障害・事故等対応に関する規定に基づき、所要の対策を実施するものとする。

(システム障害・事故等対応)

- 第34条 システム障害・事故等が発生した場合の緊急処置は、以下の定めによるものとする。
- (1) 乙は、システム障害・事故等の内容および被害範囲を確認するとともに、障害・事故等の発生について、管理責任者よりシステム利用責任者に速やかに通知するものとする。
- (2) 乙は、(1)の確認の結果、必要がある場合には、緊急処置として本システムをネットワークから遮断または本システムを停止するものとする。
- (3) 本システムをネットワークから遮断する必要がある場合とは、以下のいずれかに該当する

場合をいうものとする。

- ① 本システムにアクセスした利用団体の設備に障害が発生する恐れがあるとき。
 - ② 本システムの多くの機能が停止あるいは誤動作しており、利用できる状態ではない場合。
 - ③ その他、本システムをネットワークに接続し続けることによって、甲および乙内外に甚大な被害が発生する可能性がある場合。
- (4) 本システムを停止する必要がある場合とは、本システムを稼動し続けることによって、甲および乙内外に甚大な被害が発生する可能性がある場合をいうものとする。
- (5) 緊急処置を実施した場合には、速やかに、管理責任者よりシステム利用責任者に緊急処置を実施した旨を通知するものとする。
- 2 システム障害・事故等が発生した場合の応急処置は、以下の定めによるものとする。
- (1) 乙は、第1項による緊急処置を行ったのち、応急処置の必要性および実施方法等を検討し、必要に応じて応急処置を実施するものとする。
 - (2) 応急処置を実施した場合には、その経過および結果について、管理責任者よりシステム利用責任者に通知するものとする。
- 3 システム障害・事故等が発生した場合の是正処置は、以下の定めによるものとする。
- (1) 乙は、システム障害・事故等の原因を調査の上、是正処置の必要性および内容等を検討し、必要に応じて是正処置を実施するものとする。
 - (2) 是正処置を実施した場合には、その経過および結果について、管理責任者よりシステム利用責任者に通知するものとする。
- 4 システム障害・事故等が発生した場合の予防処置は、以下の定めによるものとする。
- (1) 乙は、本システム全体に対して、発生した障害・事故等の原因と同様な問題点がないか調査の上、同様の問題点が発見された場合には、発見された全ての問題点に対する予防処置を検討し、必要に応じて予防処置を実施するものとする。
 - (2) 予防処置を実施した場合には、その経過および結果について、管理責任者よりシステム利用責任者に通知するものとする。

第6章 損害賠償等

(損害賠償)

第35条 乙が、甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本システムの利用または本規定に関して、乙の責に帰すべき事由、あるいは乙が本規定に違反したことが直接の原因で甲に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、当該事由が生じた年度における利用料金を上限として、甲乙の協議により定めるものとする。ただし、甲の乙に対する損害賠償請求は、甲による対応措置が必要な場合には、甲が第25条等に基づき対応措置を実施した場合に限り行えるものとする。なお、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、あるいは乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、滅失利益については、乙は、賠償責任を負わないものとする。

(免責)

第36条 本システムの利用または本規定に関して乙が負う責任は、事由の如何を問わず第35条の範囲に限られるものとし、乙は、以下に定める事由により甲に発生した損害については、債務不

履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力による損害。
 - (2) 甲の設備の障害または本システムまでのインターネット接続サービスの不具合等、甲の接続環境の障害による損害。
 - (3) 本システムからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害。
 - (4) 乙が第三者から調達したコンピュータウィルス対策ソフトウェアについて、当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本システムへの侵入による損害。
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本システムへの第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受による損害。
 - (6) 甲が、本規定および乙が定める本システムの操作ならびに利用に係る所定の手順等を遵守しないことに起因して発生した損害。
 - (7) 本システムのうち、乙が調達したソフトウェア (OS、ミドルウェア、DBMS 等) およびデータベースに含まれるデータ内容に起因して発生した損害。
 - (8) 本システムのうち、乙が調達したハードウェアに起因して発生した損害。
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条 (令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令あるいは法令に基づく強制的な処分による損害。
 - (11) その他乙の責に帰すことができない事由による損害。
- 2 乙は、甲が本システムの利用により甲と第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

第 7 章 その他

(業務委託)

第 37 条 乙は、本システムによるサービスの提供に必要となる業務の全部または一部を乙の判断により第三者に委託することができるものとする。この場合、乙は、当該委託先に対し、当該委託業務遂行について、乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

(その他)

第 38 条 本規定に関し、前各条項に疑義が生じた場合、または本規定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(付則)

- 1 本規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

水土里情報システム利用のための設備仕様およびセキュリティ対策

1. 甲の設備に関する仕様

本システムの動作等が保証される甲の機器、設備の必須仕様および推奨仕様は以下のとおりとする。

(1) 必須仕様

- ・オペレーティングシステム : Windows 7、8、8.1、10
(上記において最新のサービスパックが適用されている事)
- ・インターネットブラウザ : Internet Explorer8 以降 (9 以降を推奨)、
Google Chrome 26 以降
(上記において最新のサービスパックが適用されている事)

(2) 推奨仕様

- ・CPU : 1GHz 以上のプロセッサ
- ・メモリ容量 : 1GB 以上の RAM
- ・ディスプレイ解像度 : 1024×768 以上
- ・通信回線 : インターネット接続 2Mbps 以上

2. 本システムのセキュリティ対策

本システムにおける、セキュリティ対策等は以下とおりとする。

- (1) TLS (Transport Layer Security)による通信の暗号化
- (2) サーバ側におけるインターネットの接続環境にファイアウォールを設置
- (3) 本システムのサーバ側設備において送受信されるデータに対しウイルスチェックを実施
 - ① ウイルスチェックソフトの種類 : Protection for Windows
 - ② ウイルスチェックの頻度 : その都度
 - ③ ウィルスパターンファイルの更新間隔 : ベンダリリースから72時間以内
- (4) データセンターのセキュリティの確保
 - ① 耐震設計 (震度6レベル以上)
 - ② 自動火災報知設備、窒素消火設備
 - ③ 二重化電源、自家発電設備
 - ④ IDカード (生体認証) による入退室管理システム
 - ⑤ 24時間365日の有人警備、監視カメラによる常時監視